# 鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用の手引き

鶴ヶ島市

# 目　次

１　鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは・・・・・・１

２　宣誓制度を行うことができる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　宣誓手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　宣誓書受領書、宣誓書受領カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

６　宣誓書受領書、宣誓書受領カードの再交付・・・・・・・・・・・・・・１０

７　宣誓事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

８　宣誓書受領書、宣誓書受領カードの返還・・・・・・・・・・・・・・・１２

９　無効となる宣誓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

１０ 広域連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

１１ Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

## 1　鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

鶴ヶ島市では、性的少数者に関する理解が進み、一人一人がお互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと生活できる社会の実現を目指すため、「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。

### パートナーシップ制度

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方又は双方が性的少数者である２人が、市長に対してパートナーであることを宣誓する制度です。

※性的少数者

性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる方及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない方

### ファミリーシップ制度

パートナーシップの宣誓をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを併せて宣誓することができる制度です。

## ２　宣誓制度を行うことができる方

### パートナーシップ制度

宣誓をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

１　一方又は双方が性的少数者であること。

２　成年に達していること。

３　双方が鶴ヶ島市民であること。
※3 か月以内の転入予定者を含む。

４　お互いが近親者でないこと。
※養子縁組によって近親者となった者は除く。

※近親者
- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

５　配偶者がいないこと。
※事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

６　他の方とパートナーシップにないこと。

### ファミリーシップ制度

１　パートナーシップ宣誓者の一方又は双方の子（実子又は養子）や親等であること。

２　パートナーシップ宣誓者の一方又は双方とファミリーシップ対象者の子どもや親等の生計が同一であること。

## ３　宣誓に必要な書類

### パートナーシップ制度

**１　鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第１号）**

※宣誓の当日、市職員立ち合いのもと宣誓書に記入していただきます。
※宣誓をしようとする方の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする方以外の方に代筆させることができます。
※ファミリーシップ対象者の氏名以外は、宣誓日当日にご記入いただきますので、未記入のままお持ちください。

**２　住民票の写し（転入予定の場合は転入後に住民票の写しを提出）**

※１人１通ずつ原本を提出してください（同一世帯の場合は、１通で可）。
※宣誓日以前３か月以内に交付されたものが望ましい。
※本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

**３　婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍全部事項証明書又は独身証明書）**

※１人１通ずつ原本を提出してください（お２人が養子縁組して同じ戸籍の場合は、１通で可）。
※宣誓日以前３か月以内に交付されたものが望ましい。

## ４　本人確認書類

※２人分の提示が必要です。
※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。
※次の１点又は２点の提示が必要です。

【１枚の提示で足りるもの（例）】

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- 障害者手帳
- その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真があるもの

【２枚の提示が必要なもの（例）】

- 健康保険証
- 国民年金手帳
- 各種医療証
- その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真がないもの

## ５　通称名を希望する場合は、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類

※郵便物（住所が記載されたものに限る。）、社員証（顔写真付き）等の提示が必要です（市でコピーを取らせていただきます。）。
※宣誓書受領書・宣誓書受領カードに通称名を記載します。

## ファミリーシップ制度

### １　子や親等との関係性を確認できる書類

・住民票の写し（宣誓者と同居の場合）
・戸籍全部事項証明書（宣誓者と同居していない場合）
※１人１通ずつ原本を提出してください。
※宣誓日以前３か月以内に交付されたものが望ましい。
※住民票の写しは、本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
※パートナーシップの宣誓に添付する住民票の写しや戸籍全部事項証明書にファミリーシップ対象者の記載があり、宣誓者との関係性が確認できる場合はその書類をもって充てることができます。

### ２　生計が同一である事実が確認できる書類

次の書類の提示が必要です（市でコピーを取らせていただきます。）。
・扶養していることが分かるもの　例：健康保険証、所得証明書の写し
・養育していることが分かるもの　例：学費の支払い証明書

ファミリーシップの宣誓も行う場合には、あらかじめお子様等へ制度を切に説明いただき、お子様等が氏名を自署できる場合は署名をいただく必要があります。宣誓日までに「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第１号）」をご用意ください。

ファミリーシップの対象者氏名以外は、宣誓日当日にご記入いただきますので、未記入のままお持ちください。

## ４　宣誓手続きの流れ

① 事前予約

- 宣誓を希望する日の７日前（閉庁日を除く。）までに下記連絡先にご予約ください。
- 宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。
- 「窓口」「電話」「ホームページからのメール」「予約フォーム」のいずれかからご予約ください。

〇「窓口」「電話」「ホームページからのメール」で予約する場合は、次の内容をお知らせください。

□ 宣誓されるお二人の
　氏名（フリガナ）・住所・電話番号
□ 宣誓の来庁希望日・希望時間（第１希望から第３希望まで）
□ ファミリーシップ宣誓の有無

〇予約フォームはこちらからアクセスしていただき、各項目を入力してください。

【連絡先】鶴ヶ島市　総務部　総務人権推進課　庶務人権担当
　　鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１
　　電話　049-271-1111（内線 356）

必要書類の戸籍全部事項証明書は、本籍地の市区町村にて発行しています。本籍地が鶴ヶ島市でない方は、日数に余裕をもって宣誓の予約を行ってください。

予約受付は、祝日・年末年始を除く月曜から金曜まで、午前８時３０分から午後５時１５分までです。メール、予約フォームは２４時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌開庁時間内に連絡します。

## ② 宣誓

・予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お２人そろってお越しください。
・本人確認を行い、市職員立ち合いのもとで宣誓書を記入します。
・プライバシー保護のため、個室で対応します。
※対応時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
午前８時３０分～午後５時１５分

## ③ 宣誓書受領書・宣誓書受領カードの交付

・宣誓日から概ね１週間後に、窓口又は普通郵便による郵送で交付します。
・宣誓書受領書（お２人に１部）・宣誓書受領カード（お２人それぞれに１部）を交付します。
・要件を満たしていない場合、添付書類が不足している場合などは、お電話等で随時ご連絡します。
・窓口で交付…交付の準備が整いましたらご連絡します。受け取り当日は、本人確認書類（４ページ参照）をお持ちの上、総務人権推進課までお越しください（どちらかお１人でも可）。
・郵送で交付…宣誓書に記載された住所宛てに宣誓書受領書・宣誓書受領カードをお送りします。

# ５　宣誓書受領書、宣誓書受領カード

## １　宣誓書受領書（イメージ）

次の２つのデザインからお選びいただけます。

【市章】

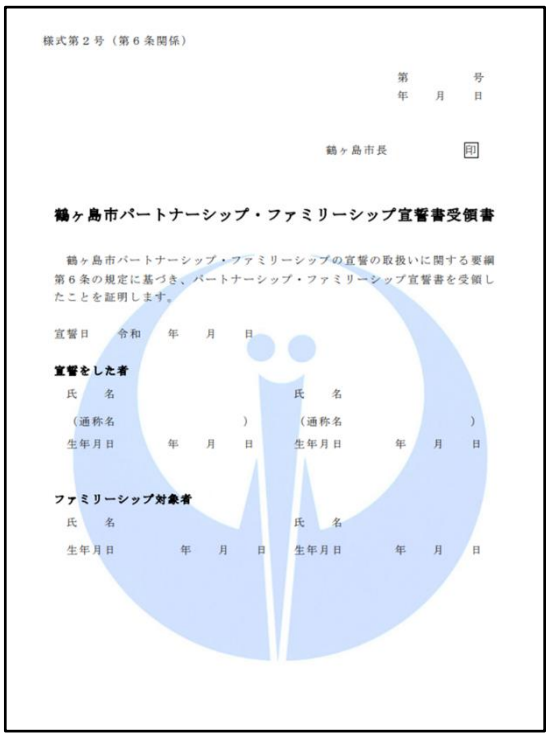

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　月　日

鶴ヶ島市長　　印

**鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書**

鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第６条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

宣誓日　令和　年　月　日

**宣誓をした者**

氏　名　　氏　名
（通称名　　）　（通称名　　）
生年月日　年　月　日　生年月日　年　月　日

**ファミリーシップ対象者**

氏　名　　氏　名
生年月日　年　月　日　生年月日　年　月　日

【つるゴン】

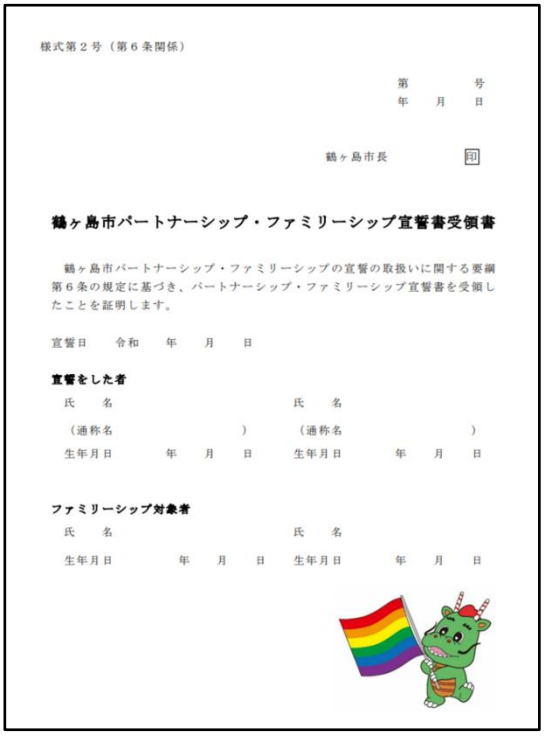

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　月　日

鶴ヶ島市長　　印

**鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書**

鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第６条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

宣誓日　令和　年　月　日

**宣誓をした者**

氏　名　　氏　名
（通称名　　）　（通称名　　）
生年月日　年　月　日　生年月日　年　月　日

**ファミリーシップ対象者**

氏　名　　氏　名
生年月日　年　月　日　生年月日　年　月　日

## ２　宣誓書受領カード（イメージ）

次の２つのデザインからお選びいただけます。

【表面　市章】

（自由記入）
私は、医療機関に対し、私の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。

（許可しない項目があれば、×を付けてください。）
【情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会】
【緊急連絡先　　】
【特記欄　　】
自筆署名　　署名年月日
年　月　日

鶴ヶ島市

【表面　つるゴン】

（自由記入）
私は、医療機関に対し、私の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。

（許可しない項目があれば、×を付けてください。）
【情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会】
【緊急連絡先　　】
【特記欄　　】
自筆署名　　署名年月日
年　月　日

鶴ヶ島市

【裏面】

鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第６条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

（本人）　様　年　月　日生
（パートナー）　様　年　月　日生

交付日　年　月　日　第　号
宣誓日　年　月　日

鶴ヶ島市長　印

この受領カードにより、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップを尊重することで、互いを人生のパートナー又はファミリーとして、鶴ヶ島市で生き生きと活躍されることを応援します。
※この受領カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。
※この制度を利用する方の性の在り方（性自認や性的指向）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）

（本人）　様　年　月　日生
（パートナー）　様　年　月　日生

（ﾌｧﾐﾘｰｼｯﾌﾟ対象者）　様　年　月　日生
（ﾌｧﾐﾘｰｼｯﾌﾟ対象者）　様　年　月　日生

## ６　宣誓書受領書、宣誓書受領カードの再交付

次の場合は、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを再交付することができます。

１　宣誓書受領書・宣誓書受領カードを破損したとき。

２　宣誓書受領書・宣誓書受領カードを紛失したとき。

～再交付手続き～

① 再交付の申請

必要書類を持参の上、ご本人（お１人でも可）がお越しください。

② 内容確認

③ 再交付

後日、窓口又は普通郵便による郵送で交付します。

【必要書類】

□鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等再交付申請書

□宣誓書受領書 … 破損した場合のみ。

□宣誓書受領カード … 破損した場合のみ。

□本人確認書類（４ページ参照）

## ７　宣誓事項の変更

次の場合は、鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届を提出し、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを返還してください。

１　宣誓者、届出者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。
２　宣誓者、届出者の一方又は双方が、市内に転入し、又は市内で転居したとき。
※手続時点で鶴ヶ島市に転入を予定されていて、３か月以内に鶴ヶ島市に転入した場合を含みます。
３　ファミリーシップ対象者を追加するとき。
４　ファミリーシップ対象者の全部又は一部と、ファミリーシップを解消するとき。
５　ファミリーシップ対象者が死亡したとき。

～ 宣誓事項変更手続き ～

① 変更の届出
必要書類を持参の上、ご本人（お１人でも可）がお越しください。

② 内容確認

③ 交付
後日、窓口又は普通郵便による郵送で交付します。

【必要書類】
□鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届
□変更した事実が分かる書類
・氏名を変更するとき…戸籍個人事項証明書（原本）
・通称名を変更するとき…通称名を使用していることが確認できる書類
※郵便物（住所が記載されたものに限る。）、社員証（顔写真付き）等
（市でコピーを取らせていただきます。）

・市内に転入し、又は市内転居したとき…住民票の写し（３ページ参照）
・ファミリーシップ対象者を追加するとき…（５ページ参照）

□本人確認書類（４ページ参照）

□双方の宣誓書受領書・宣誓書受領カード

※市内への転入・市内転居による変更の際を除く。

## ８　宣誓書受領書、宣誓書受領カードの返還

次の場合は、鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届を提出し、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを返還してください。

１　パートナーシップを解消したとき。

２　宣誓者の一方が死亡したとき。

３　宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。

４　宣誓の要件を満たさなくなったとき（ただし、鶴ヶ島市と広域連携の協定を締結している自治体へ転出し、引き続き当該自治体でパートナーシップ・ファミリーシップの関係を希望する場合は、返還不要）。

～ 返還手続き ～

返還の届出

必要書類を持参の上、ご本人（お１人でも可）がお越しください。

【必要書類】

□鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届

□本人確認書類（４ページ参照）

□宣誓書受領書・宣誓書受領カード

## ９　無効となる宣誓

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓又は届出を無効とします。この場合、宣誓書受領書・宣誓書受領カードは返還してください。

１　当事者間にパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき。
２　宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
３　宣誓又は届出の要件を満たしていないとき。
４　（転入予定で宣誓しているなどの場合）手続日から３か月以内に市内への転入の届出（11 ページ「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」の提出）がされなかったとき。

## １０　広域連携について

令和６年４月１２日に、鶴ヶ島市は埼玉県内の一部の自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しました。

鶴ヶ島市と協定を締結している自治体から転入し、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ制度の利用を希望する場合、手続や書類の一部を簡略化することができます。

【注意事項】　制度の要件・内容は自治体間で統一されていません

自治体ごとに制度を定めているため、対象者や手続方法についても違いがあります。この協定の目的は、届出者の手続の負担を軽減することにありますので、自治体間で定めた制度の要件・内容の統一までは行っておりません。

協定を締結しても制度の違いは残るため、鶴ヶ島市に転入後、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ制度の利用を希望する場合は、鶴ヶ島市の対象要件（２ページ参照）を満たす必要があります。

手続に必要な書類

### １　鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届出書（様式第２号）

※同意欄への☑をお願いします。
※同意されない場合は、広域連携の手続ができないため、宣誓の手続き（６ページ参照）をしていただきます。
※届出をしようとする方の一方又は双方が自ら届出書に記入することができないときは、当該届出をしようとする方以外の方に代筆させることができます。

### ２　住民票の写し（転入予定の場合は転入後に住民票の写しを提出）

※１人１通ずつ原本を提出してください（同一世帯の場合は、１通で可）。
※届出日以前３か月以内に交付されたものが望ましい。
※本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

## ３　転入前の自治体から交付を受けた宣誓書受領書・宣誓書受領カード

※お２人分の宣誓書受領書・宣誓書受領カードの提出が望ましいですが、どちらかお１人の書類でも構いません。
※この書類がない場合は、鶴ヶ島市が転入前の自治体に確認を行います。
※この書類の返却は行いません。

## ４　本人確認書類

※原則、お２人分の書類が必要です。（お１人分でも可）。
※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。
※次の１点又は２点の提示が必要です。

【１枚の提示で足りるもの（例）】
- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- 障害者手帳
- その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真があるもの

【２枚の提示が必要なもの（例）】
- 健康保険証
- 国民年金手帳
- 各種医療証
- その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真がないもの

## 手続きの流れ

①

【来庁する場合】

手続きに必要な書類を持参し、お越しください。

※来庁は、どちらかお１人でも可

※予約は不要

【郵送する場合】

手続きに必要な書類を郵送してください。

※本人確認書類は、コピーを同封

※メールでの手続きは、不可

※次の事項を任意の用紙に記載し同封

・宣誓書受領書（お２人に１部）・宣誓書受領カード（お２人それぞれに１部）のデザインを選択（８～９ページ参照）

・交付希望方法（窓口又は郵送）

（郵送先）　〒３５０－２２９２
鶴ヶ島市　総務部　総務人権推進課　庶務人権担当
鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１
電話　049-271-1111（内線 356）

②

宣誓書受領書・宣誓書受領カードの交付

・手続きから概ね１週間後に、窓口又は普通郵便による郵送で交付します。

・宣誓書受領書（お２人に１部）・宣誓書受領カード（お２人それぞれに１部）を交付します。

・要件を満たしていない場合、添付書類が不足している場合などは、お電話等で随時ご連絡します。

・窓口で交付…交付の準備が整いましたらご連絡します。受け取り当日は、本人確認書類（４ページ参照）をお持ちの上、総務人権推進課までお越しください（どちらかお１人でも可）。

・郵送で交付…届出書に記載された住所宛てに宣誓書受領書・宣誓書受領カードをお送りします。

# １１　Q&A

Q　婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度との違いは何ですか？

　婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。
　一方、鶴ヶ島市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき独自に行うものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q　鶴ヶ島市に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか？

　鶴ヶ島市へのパートナーシップの宣誓は、市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、お２人がともに鶴ヶ島市に住んでいることが必要です。
　※宣誓時に鶴ヶ島市に住んでいなくても、３か月以内に鶴ヶ島市内に転入する予定であれば、宣誓書を提出することができます。この場合は、鶴ヶ島市内に転入した後、「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」を提出してください。

Q　同居していないと宣誓できませんか？

　パートナーシップの宣誓は、お２人がともに鶴ヶ島市内に住所があるか、３か月以内に鶴ヶ島市内に転入する予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。
　また、ファミリーシップの対象となる方についてはパートナーシップにある方と生計が同一であれば、市外に住んでいる場合や同居していない場合でも宣誓することができます。

Q　宣誓書受領書や宣誓書受領カードに有効期限はありますか？

　要件を満たす限りは期限なく有効です。

### Q　パートナーシップの宣誓は同性の２人しかできませんか？

一方又は双方が性自認や性的指向に係る性的少数者であるお２人であればパートナーシップの宣誓をすることができます。戸籍上の性別は問いません。

### Q　養子縁組をしていますが、パートナーシップの宣誓はできますか？

民法第７３４条第１項ただし書の規定に準じ、養子縁組によって近親者となった場合でも、宣誓することができます。

### Q　宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

鶴ヶ島市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、鶴ヶ島市独自の制度であるため、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に変更はありません。

### Q　宣誓はどこで行いますか？

手続きは、鶴ヶ島市役所庁舎の３階にある総務人権推進課が担当します。宣誓の際はプライバシーに配慮し、個室で対応します。

### Q　通称名を使用することはできますか？

宣誓書受領書や宣誓書受領カードに通称名を記載することができます。

通称名の記載を希望される方は、日常生活において、その通称名を使用していることが分かる書類（郵便物・社員証など）をご提示していただく必要があります。

宣誓書受領書は通称名のみの記載、宣誓書受領カードは通称名、戸籍上の氏名が記載されたものになります。

なお、本制度における宣誓書受領書や宣誓書受領カードに記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名を使用することを保証するものではありません。

Q　子ども以外もファミリーシップの対象になりますか？

生計が同一であり、扶養の関係にあれば対象となる場合があります。

Q　カミングアウトしていませんが、宣誓することはできますか？

周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓していただけます。

Q　宣誓書受領書や宣誓書受領カードの即日交付は可能ですか？

宣誓又は届出の要件や提出書類の確認を行うため、一週間程度お時間をいただきます。審査後、窓口又は普通郵便による郵送で交付します。

Q　土日など、休みの日に宣誓や交付を受けることはできますか？

宣誓の受付、宣誓書受領書・宣誓書受領カードの交付は、祝日・年末年始を除く月～金曜日の午前８時３０分～午後５時１５分となります。
平日の御都合がどうしてもつかない場合は、総務人権推進課に御相談ください。

Q　代理や郵送での宣誓はできますか？

本人確認の上、市職員立ち合いのもとで宣誓書に記入していただく必要がありますので、代理や郵送での申請はできません。ただし、ご自分で記入が難しい場合は、代筆が可能です。

Q　市外に引っ越すときは、どのようにすればいいですか？

「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを返還していただきます。

ただし、鶴ヶ島市と広域連携の協定を締結している自治体へ転出し、引き続き当該自治体でパートナーシップ・ファミリーシップの関係を希望する場合は、返還不要です。

Q　パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときはどうすればいいですか？

「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを返還していただきます。

Q　パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は費用がかかりますか？

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書や宣誓書受領カードの交付に費用はかかりません。ただし、必要添付書類である戸籍全部事項証明書等の交付手数料は自己負担となります。

Q　宣誓書受領書や宣誓書受領カードはどのような使い道がありますか？

法律上の権利や義務が発生するものではありませんが、宣誓したお２人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用、生命保険金の受取人の適用などで活用が期待されます。

Q　なりすましや悪用はされませんか？

宣誓の際には、戸籍全部事項証明書や本人確認書類の提出を求め、職員の面前で宣誓書へ自署していただくことで、なりすましの悪用を防止します。

また、悪用等が判明した場合には宣誓を無効とします。

鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き（第２版）

令和６年４月発行

〒350-2292

鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１

鶴ヶ島市　総務部　総務人権推進課

電話　０４９－２７１－１１１１（内線３５６）